

鳥取県告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）及び鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第59号。以下「規則」という。）に基づく知事の権限を次のとおり委任するので、規則第8条の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任する権限

条例及び規則に基づく権限（教育委員会が管理する県有地等（条例第2条第1号に規定する県有地等をいう。）に係るものに限る。）

2 委任先

教育委員会教育長